

◎ 産後ケアセンターの設置の推進のための児童福祉法及び社会福祉法の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 ○ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)(抄)(第一条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、産後ケアセンター、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターをいう。</p> <p>② (略)</p>	<p>第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。</p> <p>② (略)</p>
<p>第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設(助産施設、産後ケアセンター、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)を設置するものとする。</p> <p>② ⑫ (略)</p>	<p>第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)を設置するものとする。</p> <p>② ⑫ (略)</p>
<p>第三十六条の二 産後ケアセンターは、原則として出産後四月以内の女子であつてその行う乳児の養育について援助を必要とするもの及び当該乳児を短期間入所させて、これらの者の心身の健康を保持させるとともに、養育に関する相談、指導、助言その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</p> <p>② 産後ケアセンターは、医療法(昭和二十三年法律第百五号)第</p>	<p>[新設]</p>

二条第一項に規定する助産所でないものとする。

第四十五条 (略)

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一・二 (略)

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童(助産施設及び産後ケアセンター)にあつては、妊産婦)の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

③・④ (略)

第四十八条の二 産後ケアセンター、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長は、その行う児童の保護に支障がない限りにおいて、当該施設の所在する地域の住民につき、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

第四十五条 (略)

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一・二 (略)

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童(助産施設にあつては、妊産婦)の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

③・④ (略)

第四十八条の二 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長は、その行う児童の保護に支障がない限りにおいて、当該施設の所在する地域の住民につき、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一・一の二 (略)</p> <p>二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、産後ケアセンター、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>二の二〇十三 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一・一の二 (略)</p> <p>二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>二の二〇十三 (略)</p> <p>4 (略)</p>